

介護保険で住宅改修

ここに手すりが欲しい、和便器を洋便器にしたい、段差をなくしたい…など、ご自宅を住まいやすく改装したいと考えていらっしゃる方へ。要介護1～5、要支援1や2の介護認定を受けた40歳以上の方なら、該当する項目の住宅改修費の支給を受けることができます。

○介護保険制度とは

市区町村が保険者となって運営している制度です。介護保険料を納めている40歳以上の方が、介護が必要になった時に要介護認定を受けると、費用の一部を支払って各種介護サービスを利用することができます。



○支給額

20万円を上限に、改修費用の9割(一定以上所得者の場合8割)。引越した場合や要介護状態区分が大きく上がった場合は再度給付を受ける事ができます。

○該当する住宅改修項目

- ・手すりの取り付け



- ・和式便器を洋式便器などに取り換え
- ・段差解消
(敷居を低くする、スロープを設置する)



- ・滑りにくい床材へ変更
(畳を板製床材やビニール系床材等に変更
浴室の床材を滑りにくい物に変更等)
- ・引き戸などへの扉の取り換え
- ・上記の工事に伴って必要となる工事

○手続きのながれ

各地区の
地域包括支援センターに相談
↓
施工業者(弊社等)の選択、
見積もり依頼



各地区広域連合へ事前に申請
各地区広域連合の確認

工事の実施・完了

御支払い(全額) **弊社が代行**

各地区広域連合へ領収書などを提出

住宅改修費が支給されます **¥**



※この他、福井県が実施している住まい環境整備支援事業から、最大80万円(負担金1～2割)の助成金を受け取る事が出来る制度があります。
対象：要介護1～5の方(介護保険の給付対象部分への重複支給は出来ません。)

☆詳しくは各地区の地域包括支援センター、または弊社までお問い合わせください。

あれ!これ!
知っ得情報

室温と湿度管理で、インフルエンザを予防しましょう!

この時期どこのお宅でも暖房は欠かせませんよね。しかし、冬は外も乾燥していますし、暖房器具の中には湿度を下げる物もあります。湿度が40%以下になると風邪やインフルエンザのウイルスは活動が活発になり、人の口、鼻、喉は粘膜が乾いた状態だとかかりやすくなります。

そこで予防のためにも家の中を適切な温度と湿度に保つよう心がけてみましょう。簡単にできる湿度の上げ方では加湿器を部屋の中央に置いたり、洗濯物を干したり、葉の大きな観葉植物を置いたり、洗面器などにお湯を入れて置いたりetc…。

また自分自身も日常生活から気を付けることで免疫力を高め、ウイルスに負けない体作りをしましょう!

温度と湿度 管理のコツ

★部屋に「温湿度計」を置き、快適温度と湿度を知ろう!

<冬>	<夏>
温度 18～22℃	温度 25～28℃
湿度 45～60%	湿度 55～65%

◎湿度が高くなると窓に結露が発生しやすくなる

◎湿度が70%を超えるとカビ、ダニが発生!!

★部屋は時々換気

★加湿器も活用

★ワクチン接種

★発症や重症化を防ぐことが期待できる

インフルエンザウイルスに有効なのは…

温度…20℃以上

湿度…50%以上

- ・緑茶でうがい
- ・靴をなめる
- ・こまめに水分をとる

日常生活

★外出時はマスクを!

★外から戻ったら石鹸で手洗いとうがい

★バランスの良い食事と十分な睡眠を!